

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区 田河内、陸上、小羽尾
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平坦な農地の多い平地地域である。
 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては白ネギなどの露地野菜の栽培も行われている。
 農地集積に関しては、地区内の地権者での自作がほとんどで、一部地区内農業者への農地集積が行われているが、主要な担い手がなく、担い手への集積率は0%となっている。
 現在自作している地権者の更なる高齢化、機械の更新期の到来に伴い、耕作が継続できない者も出てくることが予測される。農地面積も少ない地区であり、地区外の担い手の参入は見込めないため、地区内農業者で引き受けできるか検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農 業 者 : 個別経営体 43人 (うち担い手 (※) 0)
(※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者)
 組織経営体 0

主 な 作 物 : 水稻、露地野菜、白ネギ

※担い手: 認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】

- ・間藤の谷は、現在2名の農業者だけが耕作しているが、通作条件が悪く（農道が狭小）いずれ作らなくなると思う。（国道側から降りる道が整備されれば分らないが）
- ・ほ場整備区域の農地は、3名程度が耕作しているおり、後継者がいる農家もあるので、5～10年程度は現在の耕作者で耕作可能と思われる。
- ・農地等の維持管理のため、陸上集落で多面的機能支払交付金を受けること今後検討する必要がある。

【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】

- ・担い手確保、農地集積については、今後5～10年の間は現状維持し、既存の地権者による耕作、一部、各集落内の中小規模な農業者への農地集積により農地管理を行うこととする。
- ・農地、農業用施設の維持管理については、陸上集落での多面的機能支払交付金への新規の取り組みを進め適正管理を図る。
- ・栽培作物等については、水稻中心の作付けを維持していくこととする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者により保全管理を行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・陸上集落の土地改良事業地を中心に地域内農業者による農地の集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・将来的に受け手となる地区内農業者が不足する場合は、農業委員会、JA等関係機関の協力を得ながら、地域外の担い手の参入も検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	0	0	0
【選択した上記の取組方針】			
①鳥獣被害防止対策 引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。			

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	浦富地区 相谷、牧谷、浦富、小羽尾（日野谷）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

一部中山間地域等直接支払交付金の対象となる農地もあるが、大部分は平坦な農地の多い平地地域である。 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては飼料用米、飼料用稲などが栽培され、一部ビニールハウスを利用したトマト、キュウリなどの施設野菜の栽培も行われている。 農地集積に関しては、地区内の認定農業者（個人2名）、地区外の認定農業者（会社法人2社）への集積が進んでおり、担い手への集積率は、72%程度となっている。 現在自作している地権者の更なる高齢化、機械の更新期の到来に伴い、耕作が継続できない者も出てくることが予測されるが、現在の耕作者で引き受け可能であると思われる。 また、10アール程度の区画が小さい農地、水利条件、排水の悪い農地も多くあることから、農地、農業用施設の補修、改良のための事業を導入する必要性もある。	
【地域の基礎的データ】	
農 業 者	： 個別経営体 117人（うち担い手（※）3人） （※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者）
	組織経営体 会社法人1社（うち担い手1）
主 な 作 物	： 水稻、飼料用稲、飼料用米、マコモタケ、ソバ、施設野菜、露地野菜、林産物（キクラゲ等）、乳牛

※担い手:認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】 5～10年後には耕作をやめる可能性のある大規模農家の動向によって将来の農地利用が大きく変わってくるのでそのあたりが見通せない部分がある。 【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】 ・担い手確保、農地集積については、引き続き、地区内外の認定農業者への農地集積を進めるとともに、効率的な作業が可能となるよう農地の交換等により集約化を進める。 ・農地、農業用施設の維持管理については、基本的には、継続して多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を行うが、大規模な補修、改良については国庫補助事業等の導入を検討する。 ・栽培作物等については、水稻を中心に主に飼料用稲、飼料用米等の作付けを維持していくこととする。また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	128.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・既存の地区内外の認定農業者への農地集積を進めるとともに、効率的な作業が可能となるよう農地の交換等により集約化を進める。
・毎年、地域内の農地利用について、地域内農業者及び関係機関で利用調整会議を綿密に行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・農地の交換、集約化により、隣接農地間の畦畔除去等による水田の区画拡大を進める。
・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。また、排水不良農地については、暗渠排水の再整備等を同様に行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

なし

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	⑧農業用施設	0
-----------	-------------	--------	---

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。

②有機・減農薬・減肥料

水稲を中心に畜産堆肥の施用、減農薬、減化学肥料の取り組みを進める。また、飼料用稲作付ほ場での耕畜連携による堆肥散布を継続して行う。

⑧農業用施設

ビニールハウスを利用したトマト、キュウリ等の施設野菜の栽培により農業所得向上を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	大岩地区 岩本、大谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平坦な農地の多い平地地域である。 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては飼料用稲、飼料用米酒米などが栽培されている。また、字日比野山の一带は過去に土地改良事業が実施された砂地の畑地であるが、露地野菜が若干作付けされているものの低利用な状態となっている。 農地集積に関しては、地区内の認定農業者（農事組合法人1組織、個人1名）、地区外の認定農業者（会社法人3社）への集積が進んでおり、地区内農地の約73%が担い手に集積されている。 特に、大谷集落の地域農業の主体は、集落営農組織である（農）大谷生産組合であり、今後も当該法人が持続的に安定した農業経営を行うことが最も重要な事項であり、そのため、継続的に経営の合理化や労働力の確保などを行っていく必要がある。 また、土地改良事業で整備した大区画ほ場以外の農地では、10アール程度の区画が小さい農地、水利、農道条件、排水の悪い農地も多くあることから、農地、農業用施設の補修、改良のための事業を導入する必要性もある。	
【地域の基礎的データ】	
農 業 者	： 個別経営体 158人（うち担い手（※）1） （※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者）
	組織経営体 会社法人1社、農事組合法人1組織（うち担い手2）
主 な 作 物	： 水稻、飼料用稲、飼料用米、酒米（新規需要開発米）露地野菜、林産物（キクラゲ等）

※担い手:認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】 ・今は自作しているが、将来的には、農事組合法人をお願いすることになる農地も出てくるだろうとの意見があった。 【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】 ・担い手確保、農地集積については、大谷集落は、引き続き（農）大谷生産組合を主体に集積を進め、継続的に経営の合理化や労働力の確保などを行う。岩本集落についても引き続き地区内の個人の認定農業者や中規模農家への集積を進める。 ・農地、農業用施設の維持管理については、継続して多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を進めるが、大規模な補修、改良については国庫補助事業等の導入を検討する。 ・栽培作物等については、水稻を中心に飼料用稲、飼料用米の作付けを維持していくこととする。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	136.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	107.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面的機能支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・大谷集落については、引き続き、(農)大谷生産組合に集積を進める。 ・岩本集落については、既存の地区内の認定農業者や中規模な農業者及び地区外の認定農業者への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農地の交換、集約化により、隣接農地間の畦畔除去等による水田の区画拡大を進める。 ・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
なし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	0
【選択した上記の取組方針】			
①鳥獣被害防止対策 引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。 ②有機・減農薬・減肥料 飼料用稲作付ほ場での耕畜連携による堆肥散布を継続して行うとともに、水稻作付ほ場における畜産堆肥の施用を進める。 ③スマート農業 特に大区画ほ場においてドローン等の機器を活用した農薬散布、肥培管理等により、農作業の効率化を図る。			

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	本庄地区 本庄、太田、河崎、新井、高山、広岡、恩志、二恩志、坂上
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平坦な農地の多い平地地域である。 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては飼料用稲、飼料用米、大豆、白ネギなどが栽培され、一部ビニールハウスを利用したトマト、アスパラガスなどの施設野菜の栽培も行われている。 農地集積に関しては、地区内の認定農業者（個人1名、会社法人2社）、中規模農家及び地区外の認定農業者（会社法人1社）への集積が進んでいるが、中規模農家により耕作が継続されている農地も多くあり、担い手への集積率は、約42%程度となっている。 今後、中規模農家、地権者の更なる高齢化、機械の更新期の到来に伴い、耕作が継続できない者も出てくることが予測されるが、中規模農家の動向が不透明な部分もあり、地域内での農地の利用調整を慎重に行っていく必要がある。 また、10アール程度の区画が小さい農地、水利条件、排水の悪い農地も多くあることから、農地、農業用施設の補修、改良のための事業を導入する必要性もある。	
【地域の基礎的データ】	
農 業 者	個別経営体 241人（うち担い手（※）1） （※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者） 組織経営体 会社法人2社（うち担い手2）
主 な 作 物	水稻、飼料用稲、飼料用米、大豆、白ネギ、マコモタケ、ソバ、施設野菜、露地野菜

※担い手:認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】 ある中規模農家からは、自分の集落近辺でもう少し農地を借り受けたい（できれば自分の集落の農地は自分が借り受けたい）との意見があった。 【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】 ・担い手確保、農地集積については、今後5～10年の間は現状維持し、地区内の認定農業者や中規模な農業者及び地区外の認定農業者への農地集積及び地権者による継続的な耕作により農地管理を行うこととする。 ・農地、農業用施設の維持管理については、基本的には、継続して多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を進めるが、大規模な補修、改良については国庫補助事業等の導入を検討する。 ・栽培作物等については、水稻を中心に主に飼料用稲、飼料用米等の作付けを維持していくこととし、白ネギについては作付け拡大を図ることとする。また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	178.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面的機能支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・既存の地区内の認定農業者や中規模な農業者及び地区外の認定農業者への農地集積を進める。また、地区内での規模拡大を志向する中規模農家等への更なる農地集積及び集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農地の交換、集約化により、隣接農地間の畦畔除去等による水田の区画拡大を進める。 ・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。また、排水不良農地については、暗渠排水の再整備を同様に行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
なし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	⑧農業用施設	0
【選択した上記の取組方針】			
①鳥獣被害防止対策 引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。			
②有機・減農薬・減肥料 水稻(酒米含む)、ソバ等の作付ほ場において畜産堆肥の施用を継続的に行い、生産物の高付加価値化を進める。また、飼料用稲作付ほ場での耕畜連携による堆肥散布を継続して行う。			
⑧農業用施設 ビニールハウスを利用したトマト、キュウリ、アスパラガス等の施設野菜の栽培により農業所得向上を図る。			

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	小田岩常地区 岩常
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

町内では、比較的平坦な農地の多い中山間地域である。 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては飼料用米、ソバなどが栽培され、一部ビニールハウスを利用したトマト、アスパラガスなどの施設野菜の栽培も行われている。また、認定農業者による花木、薬木等の栽培もおこなわれている。 農地集積に関しては、地区内の認定農業者（農事組合法人1組織）への集積が進んでおり、地区内農地の約61%が担い手に集積されている。 地域の農業の主体は集落営農組織である（農）ドリームファームニ上であり、今後も当該法人が持続的に安定した農業経営を行うことが最も重要な事項であり、そのため、継続的に経営の合理化や労働力の確保などを行っていく必要がある。	
【地域の基礎的データ】	
農 業 者	： 個別経営体 46人（うち担い手（※）0）
（※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者）	
組織経営体	会社法人1社、農事組合法人1組織（うち担い手2）
主 な 作 物	： 水稻、飼料用米、ソバ、施設野菜、露地野菜、薬木類

※担い手:認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】 ・農業用機械を一式揃えている自作農家が4、5軒あるが、高齢者もいる。将来的には、農事組合法人をお願いすることになるだろうとの意見があった。 【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】 ・担い手確保、農地集積については、引き続き（農）ドリームファームニ上を主体に集積を進め、継続的に経営の合理化や労働力の確保などを行う。 ・農地、農業用施設の維持管理については、継続して多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を進める。 ・栽培作物等については、水稻を中心に飼料用米、ソバの作付けを維持していくこととする。また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面機能支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・引き続き、(農)ドリームファーム二上に集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。また、排水不良農地については、暗渠排水の再整備等を同様に行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
なし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	⑧農業用施設	0	0
【選択した上記の取組方針】			
①鳥獣被害防止対策 引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。			
⑧農業用施設 ビニールハウスを利用したトマト、イチゴ、アスパラガス等の施設野菜や花きの栽培により農業所得向上を図る。			

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	小田東地区 高住、長郷、院内、荒金
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の多くが中山間地域等直接支払交付金の対象農地であり、勾配のある農地も比較的多い中山間地域である。 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては大豆、飼料用米、白ネギなどが栽培され、一部ビニールハウスを利用したトマトなどの施設野菜の栽培も行われている。また、高住集落については、山間部の傾斜地で認定農業者1名による梨の栽培が行われている。 農地集積に関しては、近年、地区外の認定農業者（会社法人1社）や中規模農家への農地集積が進み始めているが、多くは地権者による耕作が行われており、担い手への集積率は、2%程度となっている。また、集落営農組織（任意組織）が2組織あり、集落内での水稻の農作業受委託が行われている。 今後、地権者の更なる高齢化、機械の更新期の到来に伴い、耕作が継続できない地権者も出てくることと予測されるが、地域内に大規模農家はなないため、地域内の既存の農業者で農地の引き受けることが可能かどうかについて考える必要がある。 また、畦畔の高い農地も比較的多く、草刈り作業等その維持管理作業への労務負担が大きいことも農地の維持維持についての重要な課題となっている。	
【地域の基礎データ】	
農 業 者	個別経営体 95人（うち担い手※）1）
（※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者）	
	組織経営体 集落営農組織2組織（うち担い手2）
主 な 作 物	水稻、飼料用米、大豆、白ネギ、マコモタケ、施設野菜、露地野菜、梨

※担い手:認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】 《長郷集落》・以前、機械組合を設立したこともあるが結局1、2年で消滅した。 ・集落としてのまとまりがなく各農業者で機械を新しくしながら耕作している。 《院内集落》・25戸のうち20戸が生産組合に加入している。加入していない5戸も一部生産組合に作業委託している農家もある。 ・生産組合では10ha程度耕作 《荒金集落》・生産組合（機械の共同利用的な組合）で7筆の農地を管理している。 《高住集落》・現在水田を耕作している集落内農業者は6名程度であり、一部集落外の会社法人が借受け耕作している。しばらくは現状の農業者で維持できると思う。 【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】 ・担い手確保、農地集積については、今後5～10年の間は現状維持し、既存の地権者による耕作、一部、各集落内の中規模な農業者や地区外の認定農業者への農地集積により農地管理を行うこととする。また、継続的に集落営農組織の今後の方向性について地域内で協議する。 ・農地の維持管理については、継続して中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を進めるが、人材不足の問題については外部委託、新たな人材供給体制の構築を検討することによりその解決を図る。 ・栽培作物等については、水稻を中心に主に大豆、白ネギ、飼料用米の作付けを維持していくこととし、また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。認定農業者による梨栽培については、今後後継者の確保が大きな課題であり、地域外、町外から事業承継者を求めることを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・基本的には地域内の中規模の農業者に農地集積を進める。地域内農業者で借り受けできないものについては、地域外の認定農業者へのある程度まとまった面積の集積も検討する。
・集落営農組織の法人化について再度検討し、法人化された場合には、当該法人に農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。また、排水不良農地については、暗渠排水の再整備等を同様に行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・集落営農組織の法人化について再度地域内及び関係機関で検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・シルバー人材センターを活用し、勾配のある畦畔の草刈り作業など一部農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	⑤果樹等	⑧農業用施設	0
-----------	------	--------	---

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。

⑤果樹等

二十世紀梨や王秋梨、あたご梨等赤梨の栽培農家の維持を図る。

⑧農業用施設

ビニールハウスを利用したトマト等の施設野菜の栽培により農業所得向上を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	小田南部地区 黒谷、池谷、延興寺、外邑、小田、唐川、大坂
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内のほとんどの農地が中山間地域等直接支払交付金の対象農地であり、勾配のある農地が多く典型的な中山間地域である。 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては大豆、飼料用米などが栽培され、一部ビニールハウスを利用したトマト、アスパラガスなどの施設野菜の栽培も行われている。 農地集積に関しては、地区内の認定農業者（農事組合法人1組織）、地区外の認定農業者（会社法人1社、個人1名）への集積が進んでおり、地区内農地の約55%が担い手に集積されている。 地域の農業の主体は集落営農組織である（農）小田みなみであり、今後も当該法人が持続的に安定した農業経営を行うことが最も重要な事項であり、そのため、継続的に経営の合理化や労働力の確保などを行っていく必要がある。 また、畦畔の高い農地が多く、草刈り作業等その維持管理作業への労務負担が大きいことも農地の維持維持についての重要な課題となっている。	
【地域の基礎的データ】	
農 業 者	： 個別経営体 88人（うち担い手（※）1） （※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者）
	組織経営体 農事組合法人1組織（うち担い手1）
主 な 作 物	： 水稻、大豆、飼料用米、施設野菜、露地野菜

※担い手:認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】 （農）小田みなみ内の作業員も高齢化が進んでおり、世代交代を進める必要があるが、組合の農業経営に参画してくれるような人材がいない。 【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】 ・担い手確保、農地集積については、引き続き（農）小田みなみを主体に集積を進め、継続的に経営の合理化や労働力の確保などを行う。 ・農地、農業用施設の維持管理については、継続して中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を進めるが、人材不足の問題については外部委託、新たな人材供給体制の構築を検討することによりその解決を図る。 ・栽培作物等については、水稻を中心に大豆の作付けを維持していくこととする。また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・引き続き、(農)小田みなみ及び必要に応じて地区外認定農業者への集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。また、排水不良農地については、暗渠排水の再整備等を同様に行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
なし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・シルバー人材センターを活用し、勾配のある畦畔の草刈り作業など一部農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	⑦保全・管理等	⑧農業用施設
【選択した上記の取組方針】			
①鳥獣被害防止対策 引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。			
②有機・減農薬・減肥料 水稻を中心に畜産堆肥の施用の取り組みを進める。			
⑦保全・管理等 水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。			
⑧農業用施設 ビニールハウスを利用したトマト、アスパラガス等の施設野菜の栽培により農業所得向上を図る。			

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	岩井白地地区 白地
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の多くが中山間地域等直接支払交付金の対象農地であり、勾配のある農地も比較的多い中山間地域である。 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては大豆、白ネギなどが栽培され、一部ビニールハウスを利用したイチゴ、トマトなどの施設野菜の栽培も行われている。 農地集積に関しては、地区内の認定農業者（農事組合法人1組織）、地区外の認定農業者（会社法人1社、個人1名）への集積が進んでおり、地区内農地の約91%が担い手に集積されている。 地域の農業の主体は集落営農組織である（農）白地農業生産管理組合であり、今後も当該法人が持続的に安定した農業経営を行うことが最も重要な事項であり、そのため、継続的に経営の合理化や労働力の確保などを行っていく必要がある。 また、畦畔の高い農地も比較的多く、草刈り作業等その維持管理作業への労務負担が大きいことも農地の維持維持についての重要な課題となっている。	
【地域の基礎的データ】	
農 業 者	： 個別経営体 48人（うち担い手（※）1） （※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者）
	組織経営体 農事組合法人1組織（うち担い手1）
主 な 作 物	： 水稻、大豆、白ネギ、施設野菜、露地野菜

※担い手:認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】 特になし
【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】 ・担い手確保、農地集積については、引き続き（農）白地農業生産管理組合を主体に集積を進め、継続的に経営の合理化や労働力の確保などを行う。 ・農地、農業用施設の維持管理については、継続して中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を進めるが、人材不足の問題については外部委託、新たな人材供給体制の構築を検討することによりその解決を図る。 ・栽培作物等については、水稻を中心に大豆の作付けを維持していくこととし、白ネギについては作付拡大を図ることとする。また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・引き続き、(農)白地農業生産管理組合及び必要に応じて地区外認定農業者への集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。また、排水不良農地については、暗渠排水の再整備等を同様に行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

なし

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・シルバー人材センターを活用し、勾配のある畦畔の草刈り作業など一部農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④農業用施設
-----------	-------------	---------	--------

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。

②有機・減農薬・減肥料

水稻を中心に畜産堆肥の施用を継続的に行之、生産物の高付加価値化を進める。

③スマート農業

ドローン等の機器を活用した農薬散布、肥培管理等により、農作業の効率化を図る。

④農業用施設

ビニールハウスを利用したトマト、イチゴ等の施設野菜の栽培により農業所得向上を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	岩井地区 岩井、宇治、真名、長谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の多くが中山間地域等直接支払交付金の対象農地であり、勾配のある農地も比較的多い中山間地域である。 営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては飼料用稲、飼料用米、白ネギ、ソバなどが栽培され、一部ビニールハウスを利用したイチゴ、トマト、花壇苗などの施設野菜、花き類の栽培も行われている。 農地集積に関しては、地区内の認定農業者（会社法人1社、個人1名）、新規就農者（個人1名）、中規模農家及び地区外の認定農業者（会社法人1社、農事組合法人1組織）への集積が進んでいるが、地権者により耕作が継続されている農地も多くあり、担い手への集積率は、約41％程度となっている。 また、土地改良事業地でも山間部では、遊休農地となっている農地も多くなっている。 今後、地権者の更なる高齢化、機械の更新期の到来に伴い、農地を手放す地権者も出てくるのが予測されるが、5年程度は概ね現在の耕作者で農地維持が可能であると思われるが、10年後以降を見通すと現在の耕作者だけでは農地維持が困難になってくると推測される。 また、畦畔の高い農地も比較的多く、草刈り作業等その維持管理作業への労務負担が大きいことも農地の維持維持についての重要な課題となっている。	
【地域の基礎的データ】	
農 業 者	： 個別経営体 86人（うち担い手（※）3人） （※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者）
	組織経営体 会社法人1社、農事組合法人1組織（うち担い手2）
主 な 作 物	： 水稻、飼料用稲、飼料用米、大豆、白ネギ、ソバ、施設野菜（イチゴなど）・花き、露地野菜
※担い手: 認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織	

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】 今後の農地の担い手については、5年程度は現状維持できるが、10年後になると現在の体制で地域農業を維持していくことは難しいとの意見があった。町内で広域的に耕作している認定農業者の中では、他地区の耕作面積を減らして当該地区の面積を増やしていくことを希望する者もあった。また、白ネギ栽培に関して当該地区は町内でも雪が多い地区のため、今後、雪の少ない平坦地に農地を求めることを希望する者もあった。
【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】 ・担い手確保、農地集積については、今後5～10年の間は現状維持し、地区内の認定農業者や中規模な農業者及び地区外の認定農業者への農地集積及び地権者による継続的な耕作により農地管理を行うこととする。 ・農地の維持管理については、継続して中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を進めるが、人材不足の問題については外部委託、新たな人材供給体制の構築を検討することによりその解決を図る。 ・栽培作物等については、水稻を中心に主に飼料用稲、飼料用米、ソバの作付けを維持していくこととし、白ネギについては作付拡大を図ることとする。また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜、花き類の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	85.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・今後5年程度の間は現状維持し、既存の地区内の認定農業者や中規模な農業者及び地区外の認定農業者への農地集積を進める。また、地区内での規模拡大を志向する認定農業者等への更なる農地集積及び集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。また、排水不良農地については、暗渠排水の再整備等を同様に行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・白ネギ栽培を行う新規就農者への継続的な支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・シルバー人材センターを活用し、勾配のある畦畔の草刈り作業など一部農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	⑦保全・管理等	⑧農業用施設
【選択した上記の取組方針】			
①鳥獣被害防止対策 引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。			
②有機・減農薬・減肥料 水稻、ソバを中心に畜産堆肥の施用の取り組みを進める。また、飼料用稲作付ほ場での耕畜連携による堆肥散布を継続して行う。			
⑦保全・管理等 水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。			
⑧農業用施設 ビニールハウスを利用したイチゴ、トマト、ホウレンソウ等の施設野菜や花壇苗の栽培により農業所得向上を図る。			

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩美町長 長戸 清

市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	蒲生地区 相山、馬場、蒲生、法正寺、塩谷、神堀、山ノ神、銀山、横尾、洗井、燕島、鳥越
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内のほとんどの農地が中山間地域等直接支払交付金の対象農地であり、勾配のある農地が多く典型的な中山間地域である。

営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては白ネギ、ソバなどが栽培され、一部ビニールハウスを利用したトマト、アスパラガスなどの施設野菜の栽培も行われている。

農地集積に関しては、相山、馬場集落については集落内の認定農業者（1名）に農地の集積、集約化が進んでいる。その他の地域では、一部地区外の認定農業者（2社）、集落内の中規模な個人農業者への農地集積が行われているが、概ね地権者による耕作が行われており、担い手への集積率は約15%程度となっている。また、一部の集落で集落営農組織（任意組織）による機械の共同利用や特定農作業受委託が行われている。

今後、地権者の更なる高齢化、機械の更新期の到来に伴い、耕作が継続できない地権者も出てくることが予測されるが、地域内に大規模農家はないため、地域内の既存の農業者で農地の引き受けることが可能かどうかについて考える必要がある。

また、畦畔の高い農地が多く、草刈り作業等その維持管理作業への労務負担が大きいことも農地の維持維持についての重要な課題となっている。

【地域の基礎的データ】

農 業 者：個別経営体 137人（うち担い手（※）1）

（※個別経営体については、所有権、耕作権に基づく農地を有する者）

組織経営体 会社法人1社（うち担い手1）

主 な 作 物：水稻、大豆、白ネギ、ソバ、マコモタケ、施設野菜、露地野菜、肉牛（肥育）

※担い手:認定農業者、新規就農者、基本構想到達者、集落営農組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

【協議の場での意見など】

今後の農地の担い手については、集落営農的な体制をとることについては、現在の農業者で組織をつくることも可能かもしれないがその後が続かない（後継者がいない）ことが明らかであり困難との意見があった。また、土地改良事業地の農地、農業用施設の補修の必要性、畦畔の草刈り作業の労務負担が大きいなどの意見があった。

【協議結果を踏まえた今後の地域農業の在り方】

・担い手確保、農地集積については、今後5～10年の間は現状維持し、既存の地権者による耕作、一部、各集落内の中規模な農業者や地区外の認定農業者への農地集積により農地管理を行うこととし、継続的に新たな集落営農的な体制の整備や地区外認定農業者への更なる農地集積について地域内で協議する。

・農地、農業用施設の維持管理については、継続して中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用した地域での適正管理を進めるが、人材不足の問題については外部委託、新たな人材供給体制の構築を検討することによりその解決を図る。

・栽培作物等については、水稻を中心に主に白ネギ、ソバの作付けを維持していくこととし、また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	114.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	不明 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域の農地を基本として、多面的機能支払交付金対象農地及び中間管理事業による中間管理権が設定してある農地を農業上の利用が行われる農用地とする。また、水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・相山、馬場集落については集落内の認定農業者に農地の集積、集約化が進んでおり、今後も継続して集積を進める。
・その他の地域では、基本的には地域内の中規模の農業者に農地集積を進める。地域内農業者で借り受けできないものについては、地域外の認定農業者へのある程度まとまった面積の集積も検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・耕作権の権利設定については、すべて農地中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転についても機構が行う農地売買事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。また、排水不良農地については、暗渠排水の再整備等を同様に行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・地区内の一部の集落で小規模な農作業の受委託、機械の共同利用などが行われているが、ほとんどが個人農業者による営農が行われている。そのため、今後、新たな地区外の農業者の参入、また、協議の場では困難との意見があったが、再度、地区全体を包括する新たな集落営農組織の設立についても検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・シルバー人材センターを活用し、勾配のある畦畔の草刈り作業など一部農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	⑦保全・管理等	⑧農業用施設
【選択した上記の取組方針】			
①鳥獣被害防止対策 引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。			
②有機・減農薬・減肥料 水稲、ソバを中心に畜産堆肥の施用の取り組みを進める。			
⑦保全・管理等 水利、鳥獣被害等に関して条件の悪い農地のうち、条件改善事業等により比較的簡易に不利条件を解消できる農地については、保全管理区域とし不利条件の解消が行われるまでは、地権者又は多面、中山間直接支払交付金の協定組織により保全管理を行う。			
⑧農業用施設 ビニールハウスを利用したアスパラガス等の施設野菜の栽培により農業所得向上を図る。			